

○厚生労働省告示第五十五号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第九十五条の五第四項の規定に基づき、クレーン運転士等労働災害再発防止講習規程（平成四年労働省告示第八十一号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年二月十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

題名及び第一条の見出し中「クレーン運転士」を「クレーン・デリック運転士」に改める。